

第十三回国 参議院大蔵委員会會議録第六十三号

昭和二十七年六月五日(木曜日)午前十一時五十四分開会

出席者は左の通り。

委員長 平沼彌太郎君
理事 大矢半次郎君
伊藤 保平君
野澤 勝君
木内 四郎君

委員 岡崎 眞一君
黒田 英雄君
西川甚五郎君
溝淵 春次君
小林 政夫君
小宮山幣吉君
田村 文吉君
森 八三二君
江田 三郎君
下條 恭兵君
菊田 七平君
木村藤八郎君

政府委員
大蔵省理財局長 石田 正君
大蔵省銀行局長 河野 通一君
大蔵省銀行 局総務課長 福田 久男君
事務局側
常任委員 木村常次郎君
会専門員 小田 正義君
常任委員 大蔵省理財局長 大島 寛一君
見込資金課長

参考人

日本開発銀行理事 中山 素平君

本日の會議に付した事件
○日本開発銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(平沼彌太郎君) 第六十二回の大蔵委員会を閉会いたします。速記とめて。

(速記中止)

○委員長(平沼彌太郎君) 速記を始め

それでは日本開発銀行法の一部を改正する法律案について質疑を行います。中山理事さん何かあらかじめ申出ることがございましたら遠慮なくおっしゃって下さい。

○参考人(中山素平君) それでは、一昨日木村さんから御質問のございました復興金融金庫の二十三年度の償却債権の内容の説明ということでございますが、これにつきまして一つ関連しておりますので貴重な時間でございますが、私どもの考え方と申しますか、すでに申し上げておりますけれども、もう一度述べさせていただきます。私どもが開発銀行の経営を任せられましたから、一昨日も申し上げましたように、仕事といたしましては開発資金の貸付と返済資金の貸付、つまり肩替り、それから復興金融金庫の貸付金の回収、この三つにいずれも同じような考え方の方を注いで参りました。特に復興金融金庫の貸付金の回収というものについて、新

規資金の貸付以上に私どもは努力しておるのでございます。従いましてこの回収の仕事と申しますか、これを申上げますと、政府金融機関でございますので、昨日も御質問がございましたが、直接は銀行局が十分な監督をされておりませんが、そのほかに会計検査院が個々の案件につきまして本、支店とも嚴重な調査をされておりまして、その結果、若し報告すべきものがあれば、これは国会に報告する建前になっております。この検査につきましては、実は私のほうといたしまして昨日田村さんからも御質問がございましたので、政府機関であることは間違いないのでございますが、銀行金融ということになりますと、相手が生きておる企業でございますので、長い間にはいろいろ企業の様相の変化は勿論あります。中には怪我人も出て参ります。病人も出て参ります。これを私どもとして相手をお殺さないように、成るべく早く回復するようにというふうに治療して行くことが務めでございますので、この面におきましては普通の銀行或いは金融機関と同じような仕事はやはり出て来るわけでございます。従来復興金融金庫の場合も、私も聞いておりました。或いは私どもが開発銀行の経営を担当いたしましたから、すでに七月に会計検査院の検査を受けて、現在も各支店の検査を受けております。そういういたしますと、検査院というお立場からしまして、どうしても、非常にまあ言葉は悪うございますが、形式的

と申しますか、契約面とかに非常に嚴重な監督がございまして、そうしますと先ほど申し上げました或る場合には利率を下げてやらなければならぬ、或いは回収を待つてやらなければならぬというものについてもむしろそれはいかんのかやないかというお小言を受けるくらいでございます。まして、實際仕事をして行く上には、むしろ逆の効果になるという場合さえあるくらいでございます。従いましてこの償却債権或いは不良貸付というものの内容、取扱というものが非常に慎重にいたして参ります。それで開発銀行になりましたから、先般支店長會議をいたしましたときに、仮に償却いたしました貸金というものは、例えて申しましたら、普通の健全な貸金と違いますので、毎月々々利息を入れろとか、或いは元金を約束通り入れろという通知を出しても、それが丹念に足を運ぶとか、或いは仕事のよくなつたときにそれを頂戴するとかいうような、非常に具体的な問題が多いのでございます。従つて毎月普通の貸金のようにそういう請求を出すというところも意味がないのでございます。どうも現場の人の意見を聞きまして、そういう貸金についてもそういう通知を出してもらわないと、同種の事業なんかにつきまして、あそこにはもう通知が来ないのだから償却したのじやないかというようなことがわかるから困るというようなことで、そういう

た償却した債権についても普通の貸金と同じような取扱をしていくくらいであります。それからこの償却につきましては、これも申上げましたが、一昨内部の償却でございますので、会計的にはこれを評価會計という別個の會計に繰入れまして、はつきりそこで経理を区分しております。すでに開発銀行が復興金融金庫の債権を承継いたしましたから評価會計で回収したものが、額としては僅かでございますが、百三十七万二千円余というふうなものが入つておりますし、評価會計を通計いたしますと、四百万以上の回収を見ておるわけでございまして、我々としても今後償却はいたしてしましても、この回収の意欲と申しますか、これは絶えず続けて行くつもりでございます。それで、そういう意味におきまして個々の内容を申上げるということが我々の仕事の上には支障を来たすのじやないか、皆様のお立場からすれば、私どもがこれをお断りするということは絶対にできないのであります。ただ皆様の意図されるところも我々と同じでございます。まして、やはり回収を要する、或いは国の資金でございますから全部回収するようにという御意図からの御質問でございますので、そういう意味から申しまして、今我々が責任を持つて経営しております立場から、成るべくそういう我々の狙いに支障のないよう一つお願いしたいということ、前々から無理なお断りをしておるわけでございますが、ここでこの間木村さ

んから御質問のありました昭和二十三年度に十四件、二千四百六十九万何がしという償却したもので、もう大分たつておるからここで公表しても支障ないのじやないかというようなお話でございます。私もその後歸りましていろいろ資料なり調べたのでございませぬが、中にはこれが地方関係の融資などもございまして、償却後の状況というふうなものがまだはつきり入っておりませぬ。ただ本店の関係のもので見えますと、十四件のうちでも六件くらいは二十六年度、つまり私どもが開発銀行の経営を担当いたしましたから、物件の処分その他によつて入金されておるものがございます。これらについてもまだ全部支障ないというふうな段階には至っておりませぬので、只今申し上げましたような経緯から若しお差支えなければ個々の内容の説明は省略させて頂きたいと思ひます。

○木村八郎君 只今ながく御説明されましたが、そういうことはわかっているんです。今更言わなくても当然のことであつて、今言われたことは当然過ぎるほど当然です。我々も知つて居るわけですから我々として、具体的に大蔵大臣が差支えないことについては相談して発表する。こういうお話です。それを発表して頂ければいいんです。いろんなイントロダクションは我々よく知つて居るわけなんです。今は又さうしななければならぬわけなんです。ですから差支えないものについてということになつて居るんであつて、而も今ちよつと伺ひますが、七千百万と言われましたが、この表では二千四百六十九万なんです、頂いた表では、二十三年のやつが……

○参考人(中山素平君) 或いはお聞き違ひかもしませんが、二十三年度で私は二千四百六十九万七千八百八十円一銭と申し上げました。それからこの十四件の中で、只今のところ絶対支障ないというものは一件もございませぬ。強いて申し上げますれば、これもまだ全部問題が解決して居るということになつておりませぬので、名前は省きますがH産業というものがございませぬ。これは内容を御説明いたしますと……

○委員(平沼彌太郎君) 内容の面に至りますと、いつそのこと秘密会にして詳しく納得できるまで伺つたほうがよいと思ひますが、如何でしょうか。

○木村八郎君 そのほうがよろしければ……

○参考人(中山素平君) それでは秘密会にして下さい。

○委員(平沼彌太郎君) これより秘密会にいたします。委員、事務担当者及び関係政府委員諸君以外のかたは御退席を願ひます。

午前十一時十二分秘密会に移る
○委員(平沼彌太郎君) ちよつと御参考に申し上げますが、速記をとつても秘密会とすれば必要に応じて削除することができるといふことに、国会法では公表しなくても済むといふことになつておりますが、いつそのこと速記を……

う、速記をとめるならやはりはつきり説明して頂きたいと思ひます。
○委員(平沼彌太郎君) 速記をとめて。
午前十一時十五分速記中止

午前十一時三十四分速記開始
○委員(平沼彌太郎君) 速記を始め下さい。秘密会を終ります。
午前十一時三十五分秘密会を終る。

○委員(平沼彌太郎君) それではどうぞ。
○小林政夫君 復金融資の償却を開銀関係で償却する場合に会計検査院の承認を得るといふ話でありましたが、第三十九條によると、会計検査院の検査といふものは、開銀自体及び開銀の業務の委託を受けた銀行その他の金融機関ということになつておつて、先般の福田政府委員の説明によると、融資先までの検査には及ばないといふことでありましたが、具体的に償却するといふ事例の発生した融資先については、会計検査院は開銀当局の説明だけでは、或いは資料等だけで検査をして承るのか、或いは全部というわけには行かぬでしょうが、疑問の発生した場合においては融資先の状態まで会計検査院は検査をする場合があり得るのかどうか、その点について……

○参考人(中山素平君) 復興金融庫のときは私ちよつと存じませぬでございますが、開発銀行になりましたら、二十六年度の決算で償却いたしておりますが、この場合には先ず最初に、私ども銀行局の検査部の検査官がすべての案件について、普通銀行の場合も同じでございますが、検査官が調べられるのであります。その上で検査

官がこれは償却してもよろしいという保証がございませぬとそれを以ちまして会計検査院のほうの今度御意見を伺ひます。会計検査院のほうでも銀行局の検査部と同じような、或いはそれ以上の厳格さを以てもう一遍審査されまして、その結果償却が認められるわけでございますが、個々の融資先に対する検査、これは今度の償却の場合には具体的にございませぬ。

それから権限の問題でございますが、復興金融庫のときには検査官が直接融資先の検査をすることができるとございませぬが、建前の上では開発銀行になりましてから、当然にはできると思ひませんが、若し御必要とあれれば、それは当然におできになるんじやないか、そういうふうには私どもも考へております。

○小林政夫君 銀行局長はどうですか、その点……
○政府委員(河野通一君) 只今中山君からお話があつた通りでございますが、ただ私はこれは非常に申訳ないのではありませんが、会計検査院の検査官の権限の範囲を余りよく存じませぬので、どこまでその検査ができるかといふことは存じませぬが、少くとも会計検査院といつたしましては十分にこれを償却して差支えないといふ心証を得るまで完全に調べられることだと思ひます。そのために相手方の呼出しといふことも勿論権限としてあることと思ひますけれども、具体的にどこまでの権限が與えられておるか、実は余りはつきり存じませぬが、十分に心証を得るまで調べられ、その上でこれは中山さんからお話がありました通り、私どもも一件一件十分見ております。それら

と十分連絡をとつて会計検査院においても十分心証を得られるまでお調べになる、かように考へております。
○小林政夫君 先般の福田君の御説明は変えてもらうといふか、少し今のようになことに補足してらわんと、この三十九條の反面解釈として会計検査院の検査といふものは開銀自体及びその業務の委託を受けた銀行その他の金融機関に限られるのだ、融資先までは行かないといふことでありまして、これは福田君は一般的にとつたんだらうと思ひます。償却の場合にはそういう融資先まで徹底的にやる場合もあり得るといふ解釈だとはつきり訂正して、今銀行局長の言われたのが正しいのだといふふうには解していいのですか。

○政府委員(河野通一君) 私は先ほどは会計検査院の法律はよく知りませぬので、或いは法律的にそれができるのか、事実上相手方を呼出していろいろ聞くといふことをやられるのであるか、その点につきましては、或いはその会計検査院のかたの専門的な御意見をお聞き願ひたいと思つてあります。事実上はおやりになることは確かであるかと思ひます、お呼出しになつてこれはやつておられると思ひますが、法律上の権限は私よく存じませぬが……

○木村八郎君 会計検査院のかたにこの償却した分について検査した結果をお聞きしたいのですが、そういうふうな……(異議なしと呼ぶ者あり)

○田村文吉君 会場の検査のことではなくて、一体この検査はどこまでやれるのかといふことについて、一遍会計検査院のほうの御意見を聞きたい

と十分連絡をとつて会計検査院においても十分心証を得られるまでお調べになる、かように考へております。

と思つておるが……。なおこの機会に発言を許して頂きたいのでありますが、先ほど来木村委員の言われた問題について私は非常に御尤もだと思つておる。決して意地悪く細かい問題を一つ一つ挙げてどうこう言うわけではない。そうじゃないが、今後なお現在の額では九億一千六百万であるけれども、なお今後大きな額が融資になつておるのだから、これが莫大な欠損を國家にいたしては困る、だからその過ちを起さないように内容をよく見ておきたい、こういう意味だと私は解釈しておる。そこでちよつと伺いたたいのでありますが、復金の融資された返還状況について今一つの例をお挙げになつたのでありますが、一体担保を完全に取らなければお貸しにならないような方針になつておるのか、或いは信用、今の保証人が必ずついておるのか、その後開発銀行になつてからの貸出の状況というものはどういふふうになつておるのか、その銀行自体は或る程度まで民間で貸さないようなものに貸すというのでありますから、或る程度まで何かしらルーズのようにも考えられるのでありますから、そこにおのずから何かの枠がなくちやならん、どういふような貸出の方法をおやりになつておるか、これが今後八百何十億の復金の過去のものを……、今後三百億のお預えるのでありますから、そういう場合の融資に莫大な若し負債でも出ちや困るから、それに対して一体どういふような運用方針をやつておられるか、これを一つ御当局から御説明を頂き、銀行局長さんからそれに対してはどういふお考えなのか、併せてお聞かせ願いたいと思つておる。

○参考人(中山素平君) 復興金融庫の時代には貸出が設備資金に限りまして、運転資金も出ておりました。これは先ほどもちよつと申し上げましたが、終戦後のあいつた経済事情から運転資金の必要といふことがあつたかと思つておるが、開発銀行になりましてからは、御承知のように一カ年以上の設備資金に限るといふようなことになつておりました。運転資金が出ておりました。従つて融資の担保といたしましては、少くとも当該資金によりまして建設される設備とかいふのが先ず担保に入ると思つておる。或いは既存の設備も入ると思つておる。でございまして、只今までの私どもの融資の実績からいいますれば殆んど九九%近いものが物的担保があるといふふうになつておると思つておる。若し物的担保の価格が多少不足するといふような場合には、この代りに有力な会社の保証でございまして、或は人的保証で、人的と申すちよつと語弊があると思つておるが、担保価格の不足を補填するに足る何らかの保証といふようなものによつてカバーしておられますから、殆んど全部物的担保あり、といふふうにお考え願つて結構でございまして。

○田村文吉君 ところで今の復金の場合の八百五十何億ですね、これに対しては一体担保といふものはどのくらい残つておるのですか。
○参考人(中山素平君) 復金とつた融資につきましても、先ほど申し上げましたように運転資金に若干無担保のものがございますが、このほうは先に回収が済んでおります。現在残つております貸金の中で、これが又殆んど大半が担保がついておりました、ここで申上げました不動産抵当がついておるものが八百五十億からございまして、その他にも信託譲渡でございまして、これは抵当はついておりませんが、機械だけの所有権が他に移つておるといふ担保もございまして、それこれ合せて無担保の資金といふのはほんの僅少と言つていいのではないかと思つておる。

○田村文吉君 只今銀行当局の御説明がございまして、銀行局長さんとしては今後のこれに対する措置はどういふ方針でおいでになりますか。
○政府委員(河野通一君) 開発銀行の融資方針と申しますか、運営方針につきましては、先般来たび／＼私からもお答え申上げた次第であります。その資金の源が國民の租税から出ておる点に十分に私どもは関心を持つておるわけでありまして、國民の負担をできるだけおかけないような運営方針をとつて参らなければならぬ。一方で開発銀行の使命は普通の金融機関から金融がつかないといふものを補完いたします作用をとるということになつております。こちらあたりの調整が、一方でできるだけ國民に負担をかけるないようにして行きながら、且つ一般の金融機関からの融資のつかないものを補完して行くといふところの二つの使命といふものがあるわけです。その両方をできるだけ調整を以て、両者の目的が合致するように努めて参らなければならぬ。一方で一般金融機関の融資の補完作用をしながら、國民に対する負担を終局的に負わせないやうにできるだけ運営して参らなければならぬ。この二つの原則の上に立つて、開発銀行の融資方針といふものはとつて参らなければならぬと思つておる。これまでの一般の金融機関が、市中の金融機関が融資をいたし

ます場合に比べまして、非常にその判断がむずかしいと私は考へております。それだけに開発銀行当局としては非常に苦心をされております。私も監督の立場にありますが、ここらにつきましても非常に実は常時心を砕いておるわけでありまして、現在のところでは開発銀行が飽くまでも金融機関である、銀行であるという建前を貫く以上、何と申しますか、コンマーシャル・ベースといふような言葉があるものであります。これを主義として措置して参りたい。現在までの金融、過去の融資につきましても、私どもは一千千渉がましいことはいたしておりませんが、事後において十分に融資のやられております実績に心をいたしておられます。現在までのところは中山君からも話がありましたように、十分な担保も取られておりますし、現在の融資方針を続け参ります。現在の融資は非常に大きな貸入れを起すとか、國民に非常に迷惑をかけるかといふやうなことは万相成らぬといふ確信を持つておる次第であります。
○田村文吉君 只今銀行局長の御説明で、私は大いに意を強うしたのでありますが、私は大いに意を強うしたのでありますが、言葉自体が非常に不適当かも知れませんが、例えは民間融資の困難なものを融資することにしたとしても、これは國民の金を出すのであります。これを考えるときに、一面には國家的に必要な産業であるとは申しながら、その資金といふものは確実に回収のできないといふことがやはり根本でなければならぬといふことを、私は実は考へておるのですが、どうもその点がどうであるかの点とくであり、計画目的の上から言つてぼかされておるといふことで、実は心配をしておつた。今銀行局長の御答弁ではつきりいたしたのであります。その方針で銀行局が行つて頂ければ、その方針で銀行局が行つておる担保にしまして、或いは保証にいたしまして、そういうものを國家的な重要産業に融資するのだから、少しづつはいいのではないかと、少くも考えで銀行当局がおやりになつたら大変な間違いであるといふことだけ私には特にお聞かせ願つておきたい、こゝろ考へるのであります。
○木村八郎君 過去の貸付金に対する回収の問題、或いはこの償却の問題については、只今質問したのですが、その答弁は具体的にまあどうしてもしないで、非常に不満足で、会計検査院のほうからも聞かぬやならぬと思つておる。その過去の貸付ばかりでなく、現在貸しておるもの、或いは今後貸すものについては、金利はまあ例えは見返資金七分五厘、復金だつて非常に安い、七分五厘で貸しておる。そういう融資を受けた会社が、例えは石炭或いは電力といふところが非常に高率配当をやる、こゝろいふものについてはどうお考えか。殊に石炭なんかについては、非常に政府からたくさん低利の金を借りておつて、そしてこの間のブームなんかでは相当儲ける、さうして配当を多くする、こゝろいふやうなものについて、大蔵省としては関心を持つていないかどうか。それでは、大きく政府から安い金利で借入れておる会社については、やはり配当についてはこれは規制すべきだ、それを社内蓄積にさせるやうにする、こゝろいふやうにすべきであると思つておる。

ですが、その点はどうかですか。どうも我々そのところが割切れないので。政府のほうから国民の金を安く借りておいて、そしてそれで儲けて、配当を多くして行くということになる、これは非常におかしいことになるのですが、この点についてはどういふふうにお考えですか。

○政府委員(河野通一君) 現在のところ七分五厘で金融をいたしておりますが、政府資金は見返資金、御案内のように、見返資金と輸出入銀行等であり、復金については先般も中山理事から申上げたように、大体一割、平均しますと九分九厘くらいかと思っておりますが、大体一割、開発銀行の融資の利率と同様であります。輸出入銀行につきましては、これも先般お話し申し上げておりましたように、国際金利と或いは日本の貿易手形等の金利等を水準にいたして考えますと、大体七分五厘ということになるわけでありまして、見返資金につきましては、お話しのように、七分五厘ということになっておりますが、これは御案内のように現在出しておりますところとは、大体電力及び造船と申しますか、船舶関係、その外は中小企業等でありまして、政府が特別に安い金利、ほかの一般の金利よりも水準の非常に安いものを貸してある、まあ程度問題であります。これは見返資金について言えるかと思つております。石炭その他につきましては、開発銀行が出しておりますものにつきましても、復金が出しておりますものにつきましても、大抵市中のベースとそう変わらないペースであります。政府から、まあ金利の安い高いは別として、政府から政府資金を、国民の負担になつて

おる政府資金を融通した相手方が非常に儲けが多くて、それを政府のまあ援助によつてそういう儲けが出ておるにもかかわらず、金利等を統制しないのは不当であるという御意見であります。御意見の点は十分伺つておきたいと思つて、私どもは現在全体の考え方として、そういう配当とか経理を国家の政府の強権を以てこれを統制して行くという考え方は現在とつておりません。それよりもむしろ自発的にこれらの資金をできるだけ蓄積のほうへ廻して、資本の足りない日本の経済というものの企業の立場、基礎をできるだけ強固にして行く、自発的に企業自身がやつて行くのがいいのであつて、それを政府の強権を以ていろいろと統制をして行くということとは、少くとも経理に関する限り適当でない、かように考へておる次第でございます。御意見の点も十分わからないのではないのでありますけれども、私どもは概してそういう考へ方に立つておるのであります。

○木村福八郎君 いろいろお考え方もあるのですが、今政府がそういうことをやつておるのでありますが、実績はどうだつたですか。通産省あたりで調べております調査があります。社内蓄積して、そうして設備の近代化とか、合理化とか機械化とか言つておられますが、一つもやつていない。殆んどやつていない。ただ石炭に一部多少やつたくらいのものであつて、依然として日本の今の設備、機械というものは非常に古いのです。今度そんなことをやつたつて、企業を自発的に合理化させる……蓄積はしますよ勿論、問題はその蓄積をもつと効率的にさせる、国全体のた

めにいいほうにさせるというところに問題があるのであります。そういうことからは、これはまあ立場が違ふのですから、いわゆる自由資本主義経済のほうがいいというあれですけれども、それは終戦後もう経験済みですよ。そういうことはもう如何に非能率であるか、如何に能率が無いかということとは、紡績の例を一つ見ればわかるのです。オーバー・インベストメントしちやつて、操短なんかしちやつて、こんな不経済なことをしておる。ですから私は制限をすべきだと思つております。これはもう意見になりますからやめます。

○説明員(大島寛一君) 見返資金の私企業貸付につきまして、昨日御要求に基づきました資料を只今お手許に配付いたしておりますが、この資料につきまして、大要を御説明申し上げたいと思つて、見返資金の私企業貸付は昭和二十四年度以来開始されておるわけでありまして、その主なる業種は、只今お手許の資料にもありますように、電力、海運並びにその他重要産業、最後に中小企業、この四つの種類に分けることができるといふわけであります。電力につきましては、四月三十日現在の貸付残高四百七十一億七千二百八十八万三千円、海運につきましては四百五十六億九千八百七十七万四千円、その他重要産業につきましては合計百八億一千六百万五千円でございます。中小企業につきましては、三十一億四千九百三十九万九千円、これをすべて合計いたしまして、一千六十八億三千六百六十二万七千円に相成つております。

それで、ほかのかたお答ええなかつたら見返資金の説明をして頂きたいと思つて、

四月三十日現在までに貸出ししました総額は一千六百三十三億一千五百万円でございますが、そのうち二十一億二千五百二十六万六千円が回収になつております。更に海運につきましては、お手許の表中にもございます通り、貸出後五カ年間利息の支拂を猶予いたしまして、これを元金に附加することにいたしております。私どもは元加と申しておりますが、元加されましたものが二十六億三千八百四十三万四千円あります。これを加えまして、只今申上げました一千六十八億余円になつておるわけでございます。

次に御質問の貸付の主なる条件でございますが、これもお手許の資料に要点を書いてございますように、利率はすべて年七分五厘でございます。次に償還期間につきましては、それぞれの業種により、又それぞれの具体的な案件によりまして、区々でございます。そのうち、電力は旧日発及び電力会社分、つまり大規模な電源開発を中心とするものでございますが、これを五年据置三十年、旧配電会社分、これは現在ではそれだけの電力会社に承継されておられますが、比較的短期間に完成する改良工事的なものが多かつたのでございますが、一年据置を含めまして二十年、以下海運その他お手許の表にある通りでございます。

○説明員(大島寛一君) 御説明いたしました。対日援助と見返資金の関係はどうかという御趣旨の御質問でございます。御承知のように、対日援助はアメリカが日本に対してドルで供與して参つた援助でありまして、日本の国際收支の不足の補填、補つたものと、こういうことがございます。或いは援助物資というよりな形で日本に送られて来た援助であるということもできるわけでありまして、これは日本とアメリカとの間の外貨的な関係でございます。これに對しまして見返資金はこの援助に見合ひまして、援助を受けたドル額と丁度同額の円資金を国内に積立てたものでございます。従いまして只今お手許の資料で説明いたしました見返資金と申しますものは、援助に見合つて国内で積立てられた円資金を私企業に貸付いたしました。その運用の実績でございます。対日援助自体の問題につきましては、私ども了解しておりますところによりまして、債務と考へられておるわけでございます。債務と考へられておるわけでございます。これは、まあ今後に残されておるわけでございます。見返資金につきましては、昭和二十四年当時の總司令部の指令に基づきまして、その運用につきましては具体的に總司令部の承認を要することになつておつたわけでございます。現在におきましては、講和の発効後ここに承認を求めるといふことはなくなつておる現状でございます。

○木村福八郎君 前に国会において議

決しているのですよ。国会でこの対日援助見返資金を使うには、総司令部の許可を求める、そういう決議をしてい

るのです。あの経緯は御承知の通りです。実は法律案として出て来るところを法律案として出て来ないで、国会で議決して見返資金を運用する場合にお

いては、総司令部の許可を得ることが好ましいですか、何とか、そういうつた形で国会の自発的決議になつておつた

のです。そこでその問題はその後どうなつていくのですか、わからないのです。国会で自発的に向うの許可を受けるということになつておつたわけですから、向うでも必要でないとなつて

から、何もこつちからわざわざ行く必要はないのですけれども、その点はどうか。これは今後は国会の問題になるかも知れませんが、議決との関係はどういうことになるのですか。

○説明員(大島寛一君) 只今木村委員の御質問にもございましたように、見返資金特別会計法を国会におきまして審議成立されますと同時に、見返資金の運用につきましては、私多少記憶違いがあるかも知れませんが、連合国軍最高司令官の承認を受けるようにという御趣旨の決議がございました。その御決議に基づきまして、占領軍の存在しな

余田ということになると、これは今度の改正規定によつて四十九條の二でございませぬ、開発銀行の借入金になるわけですね。借入金になるわけでしょう。それで「私企業に対する貸付に係る債権で政令で定めるもの及びこれに

附随する権利義務は、政令で定めるところにより、日本開発銀行が承継するものとする。」これが第一項。第二項で「承継の日における帳簿価額の合計額に相当する金額が、第三十七條の規定にかかわらず、その承継の日において、同特別会計から日本開発銀行に對し貸し付けられたものとする。」と

なつていくわけですね。結局開発銀行の借入金になるわけでしょう。そうすると資本は、復金の回収金を資本に繰入れて、千五百十二億二千万円、そうすると、これが千六十八億ということであると、資本に繰入れられない間は、債務保証を開発銀行がやるのか、或いは他の借入をすると言つても、この資本で積立金の範囲内だということになると、殆んど実質上にはやれないということですね。

○政府委員(福田久男君) 條文を今ちよつと探しますが、十八條の規定にかかわらず、この借入ができる、言い換えますと……

○小林政夫君 十八條の規定にかかわらずというのはいない。

○政府委員(福田久男君) 三十七條の規定にかかわらず、四十九條の二の借入はできるという趣旨の規定が設けられております。その規定に基づきまして、今のようない問題のないように措置いたしております。このちよつと、條文を探しますから……

の三十七條の規定にかかわらず、とい

うのは、この政府以外のものからと

か、ここに三十七條に掲げてある以外

の借入はしてはならないという規定

なんです。その十八條の二です

と……

○政府委員(福田久男君) 四十九條の二の第二項のところに、第三十七條の規定にかかわらず日本開発銀行に貸付けられたものとする。ということになつておりました。その保証或いは借入の限度の場合に、この借入金は計算に入らないという……

○小林政夫君 それはわかりました。わかりましたが、あなたの説明だけじゃ不十分ですよ。三十七條の規定にかかわらず、ということはない。十八條の二のほうで「債務の現在額及び第三十七條第一項の規定による借入金の合計額は、第四條に規定する云々」

があるからそれであつたのよ。なこ

とになる。そういう説明でなくちや

わからない。それから見返資金のこの

私企業投資分を引いた残りの見返資

金ということになつております。従つ

て二十八年度の予算を組むときには、

こういうものは見返資金特別会計にお

いては、資金繰りから除かれるわけ

ですね、見返資金特別会計としては、一

応こつちに貸付金になるのだから、そ

うすると残高は二十八年度の期首にお

ける見返資金の運転可能資金量とし

て、二十七年からの繰越が約百二十

億だ、それから国債保有額が二百億

あるので、それを還元すれば二百億

あります。そのほか運用金収入という

ことであ

する方法はないのですかどうですか、その点お答え願います。

○政府委員(河野通一君) 開発銀行の資金コスト自体から申しますと、今お話をよりに必ずしも一割という金利でなければ收支が合わないというところはございませぬ。併し開発銀行の金利水準というものをどこに置くかという点については、コストの引合ふことを目標においてよくして行くのがいいの

か、或いは開発銀行の使命がやはり一般の金融機関で金融がつかないところをつけてやる、その資金量を確保するという点に重点を置いて考え、金利については更に……その市中銀行からつかない資金をつけて更にその上に金利で市中の金利よりも安くした特別の金利を出す、これは逆に言えば全部政府資金でありますから、一種の補助金を出すということになる。そうまでして開発銀行が応援をやつて行かなければならんかどうかについて、これはいろいろ御意見があると思ひますが、考へて参らなければならんと思ひのであります。私どもは、先般来お答え申上げておるのでありますが、例えば電力とか造船とか、そういう現在の見返資金が主として担当しております。こういう方面の融資につきましては、将来見返資金を開発銀行が引継ぐ点もございませぬので、それらの点を十分考へまして、見返資金七分五厘という金利等もよく脱み合せながら適当なる調整を加えて参らなければならんように考へておりますが、全体的に市中でつかない資金量をここでつけて、更に金利を安くするという、全体をそういうふうにして行くということが今の段階において必要であるか、必要でない

か、特に開発銀行の金利だけを特別にそういう取扱にすることがいいか悪いかというものは、今にわかには決定するわけには参りませぬ。少くとも電力、造船につきましては、何かその辺の調整を考へて参りたい、こういうふうにして参っております。

○下條森兵君 私には金融のことは全然わからぬのですが、いつか、大分前ですが、日銀總裁が参議院の予算委員会に出て来たときと思ひますけれども、日銀からの市中銀行への貸出はたしか一銭一厘かそこらで出して、二銭七厘で市中銀行に貸出しをして、そして銀行に儲けさせてやつておるのだという意味の説明があつたことを私は記憶してゐる。で、今どれくらいになつておるかという点が一つ伺ひたい。それからもう一つ私が伺ひたいのは、さつき木村さんから見返資金その他の財政投資を受けておる会社の配当が野放しなのに対して御意見が出たのですが、私もそういうことについては銀行局長のように、精神ばかりじゃなく、局長のように、恐らくそういう点、実績が上つておると私は思つておるわけでありませぬ。これは市中銀行の貸金ベースなにかにつきましても、銀行の貸金ベースは一般産業に比べてずば抜けていい。私は銀行の経営内容はどういうふうになつておるのか知りませぬけれども、若し會つて日銀總裁が我々に申されたような幅があつたり、そのことが銀行の経営に非常に貢献しておるかどうか、これはまあこの問題とからんで、これからやる連合委員会を参考になると思ひますので、この点をお尋ねいたします。

政策は、これはむずかしい、技術的に非常に複雑な形になつておる。一般の最低歩合というものが、而もそのうち各その手形の性質によつて、例えば貿易手形は一銭六厘、その他の優

良手形は一銭八厘、いろいろありませぬ。その上に高率適用、一定の金額以上の貸出を日銀から受けますと、それに対しては高率適用と言つて高い金利が課せられる。それも第一次高率と第二次高率と二つに分れておる。これは非常に複雑な計算になつておるので、申上げて余り御興味がないと思ひの申上げますが、そういうしまして、最後の第二次高率にかかりませぬものは、現在では市中銀行の貸出と大体同じです。つまり無難であります。この点につきましては、更に中央銀行の金利といふものは市中銀行の金利と逆になつておるべきだといふ議論もあるわけでありませぬ。イギリス等においてはそうなつておるのであります。この点につきましては、日本の資本が足りない現在の状態から見まして、そこまで行く必要はないと思ひますが、現在第二次高率の適用を受けておるものは大体において無難、こういうように御了承頂きたいと思ひます。併しそれにいたしましても、高率適用を受けておるものの中には、銀行のレートと日本銀行のレートとは若干の差がございます。この差を出すのがいいか悪いかの問題については、ただ銀行を儲けさせるか儲けさせないかという問題でなくして、中央銀行の金融政策として、つまり資金を十分に

参らなければならん、かように考へておるのであります。

○政府委員(河野通一君) 御指摘のようによつて市中銀行の貸出のレートとか、或いは市中銀行の貸出のレートとかだけで、日本経済の健全化、合理化ということではできないと思ひますが、この点に対してどう考へておるのですか。

かつたら、なか／＼今單に日銀の貸出のレートとか、或いは市中銀行の貸出のレートとかだけで、日本経済の健全化、合理化ということではできないと思ひますが、この点に対してどう考へておるのですか。

○下條森兵君 私は給與ベースを他の産業の給與ベースと比較して判断したので、銀行の給與ベースを下げるということを言つておるのではございませぬから、これは一応銀行局長に要領よく答弁されたので、残念至極であります。私が、私のその点は別にしまして、今もう一点お尋ねしたいのは、中小企業なんか非常に金詰りで、そうして今たしかこの委員会でも高利貸の取締のような法案が出されるくらいに、結局高金利が横行しておると思ひのであります。こういう電源開発にいたしましても、或いは造船のようなそういう産業にいたしましても、結局中小企業であるとか、小さい土産屋というものが非常に高利な金を使つておるようなことから来る原価高というものが当然織込まれると思ひのでありますけれども、こういうことに対して何らかの施策を、金融政策で何らかの手を打たな

参らなければならん、かように考へておるのであります。

○政府委員(河野通一君) 御指摘のようによつて市中銀行の貸出のレートとか、或いは市中銀行の貸出のレートとかだけで、日本経済の健全化、合理化ということではできないと思ひますが、この点に対してどう考へておるのですか。

市中金融に対する需要が多いものでありますから、そこらについては相当高い金利が出て来る。これは政府といたしましては誠に遺憾ではありませんけれども、止むを得ない現象であると考えっております。問題は結局程度問題であります。できるだけこれらの高利貸の金利というものは、安いに越したことはないものであります。ただ幸いにして経済が正常化したすに依りまして、これらの高利貸資本が活躍いたしまする、経済界に占めるウエイトはだんだん少くなつて来る。金利自体も一時は俗に言われております「いぢ」……十日で一割というような非常に高い金利があつたのであります。最近ではこれらのこともだん／＼落ちついて参りました。現在では先ほど申しましたように、三十銭乃至三十五銭程度が平均になつておるかと思ひます。お話のようにこれら金利ができるだけ安くなり、而もこれらの正常な金融機関以外の金融機関からの金融に待つ分野というものの、ウエイトというものをできるだけ少くすることを私も期待しておるのでありますけれども、徐々に経済全体の力がついて参るに依りまして、かように解決されることになる、かように考へておるのであります。徒らに強権でこれを取締るといふことにいたしましても、にわかには実体的な改善ができるとは期待できないのであります。逐次今申上げましたように、経済全体を正常化して行くことに努力することによつて、これらの不当な金利というものがなくなるように努めて参りたい、かように私どもは念願しておる次第であります。

○小林政夫君 これとは関係がないの

昭和二十七年七月九日印刷

ですが、相互銀行法を審議するときに我々余りやらなかつたのでうっかりしたのですが、内国為替取引を相互銀行にやらせないということになつておる。これは信用金庫のほうでは内国為替取引をやらすということになりますね。信用金庫はやれる。今度の相互銀行ではやれない。信用金庫にやらして置いて、なぜ相互銀行に内国為替取引をやらせないのか、その点……。

○政府委員(河野通一君) 只今の点は、これはまだ私調べておりませんので……。

○小林政夫君 相互銀行、あれは議員立法だから……。

○政府委員(河野通一君) そう言つて逃げるわけではありませんが、ちよつと調べておいて又次の機会に……。

○小林政夫君 それでそういうことができないために、相互銀行なんか、日銀と余り取引ができないということですから……。

○委員長(平沼彌太郎君) 本日はこれを以て散会いたします。

午後零時四十一分散会

昭和二十七年七月十日発行

參議院事務局

印刷者 印刷庁